

原議保存期間	3年(令和7年3月31日まで)
有効期間	二種(令和4年6月30日まで)

警察庁丁運発第204号、丁交企発第357号

丁交指発第88号

令和3年9月13日

警察庁交通局運転免許課長

警察庁交通局交通企画課長

警察庁交通局交通指導課長

警視庁交通部長
各道府県警察本部長
各方面本部長
各管区警察局広域調整担当部長
(参考送付先)
警察大学校交通教養部長
科学警察研究所交通科学部長

殿

運転免許行政における今後の新型コロナウイルス感染症対策について(通達)

標記については、これまで「運転免許行政における今後の新型コロナウイルス感染症対策について(通達)」(令和2年12月7日付け警察庁丁運発第212号ほか。以下「旧総合通達」という。)等に基づく指示を行ってきたところであるが、今般の新型コロナウイルス感染症に係る情勢等を踏まえ、下記のとおり対応することとするので、各位におかれては、遺漏のないようにされたい。

なお、本通達の発出に伴い、以下の通達は廃止する。

- ・ 旧総合通達
- ・ 有効期間等の末日までに更新できない可能性がある者に対する措置の対象者の拡大について(通達)(令和3年3月12日付け警察庁丁運発第61号ほか)
- ・ 有効期間等の末日までに更新できない可能性がある者に対する措置の対象者の拡大について(通達)(令和3年6月9日付け警察庁丁運発第127号ほか)

記

1 運転免許関係手続上の措置等

(1) 更新関係

ア 有効期間等の末日までに更新できない可能性がある者に対する措置

運転免許証の表面に記載された有効期間又は運転及び更新可能期間(以下「更新・運転可能期間」という。)の延長について、これらの期間の末日までに申出があれば、運転免許が引き続き有効なものとなるよう、運転免許センター及び警察署等において、運転免許証の裏面備考欄に記載することにより、新たに更新・運転可能期間の末日を指定すること。

なお、本件措置は、有効期間又は更新・運転可能期間(以下「有効期間等」という。)の末日が令和3年12月28日までの者に対して実施し、更新・運転可能期間の末日は、当該有効期間等の末日から起算して3月を経過した日とすること。

イ 既に運転免許を失効させた者に対する措置

新型コロナウイルス感染症の影響により運転免許を失効させた者からその旨の申立てがあった場合については、当該失効が道路交通法施行令(昭和35年政令第270号。以下「施行令」という。)第33条の6の2第6号に規定される事情による失効に当たるものとして、失効後の運転免許の再取得に係る手数料の点も含め、適切な手続を

行うこと。

ウ 更新後の運転免許証の有効期間の末日について

更新後の運転免許証の有効期間の末日については道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第92条の2第1項に規定されているところ、更新・運転可能期間の末日は、同項に規定される満了日等に含まれないことに留意すること。

(2) 試験関係

法第97条の2第1項の規定に基づき、卒業証明書等又は修了証明書を有する者に対しては、各証明書に係る技能検定等を受けた日から起算して、それぞれ1年又は3月を経過しない期間（以下「技能試験免除期間」という。）、各証明書に係る運転免許の技能試験を免除することとされているところであるが、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）に基づく緊急事態宣言（以下単に「緊急事態宣言」という。）において指定されたいずれかの区域における新型インフルエンザ等緊急事態措置を実施すべき期間（以下「緊急事態期間」という。）の末日までに当該技能検定等を受けた者から、技能試験免除期間の末日までに申出があれば、技能試験免除期間が経過した日から起算して緊急事態期間を加えた期間が経過するまでの間は、技能試験を免除すること。

(3) 教習関係

ア 仮運転免許

仮運転免許の有効期間については、法第87条第6項の規定に基づき、当該仮運転免許に係る適性試験を受けた日から起算して6月とされているが、緊急事態期間の末日までに当該適性試験を受けた者から、仮運転免許の有効期間の末日までに申出があれば、仮運転免許証の裏面備考欄への記載により、運転可能期間の末日を指定すること。また、運転可能期間は、当初の仮運転免許の有効期間が経過した日から起算して緊急事態期間を加えた期間が経過するまでの間とすること。

イ 教習期間

道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号。以下「規則」という。）第33条第5項第1号ラ等において、普通免許等に係る教習期間について9月以内を基準とする旨が規定されているが、「指定自動車教習所業務指導の標準について（通達）」（令和3年4月26日付け警察庁丙運発第5号）のとおり、教習を一時中断せざるを得ないような事態における当該中断期間の教習期間算定からの除外等、弾力的な運用を図ること。

ウ 指定自動車教習所職員講習

法第108条の2第1項第9号において規定される指定自動車教習所職員講習の実施頻度については、規則第38条第9項第1号において「おおむね1年ごとに1回行うこと」とされているが、「指定自動車教習所職員講習の運用について（通達）」（令和3年3月30日付け警察庁丙運発第2号）のとおり、病気その他の理由による実施時期の延期等、弾力的な運用を図ること。

(4) 講習関係

講習の実施に当たっては、受講の機会を不当に制約することのないよう十分な実施体制を確保するとともに、やむを得ない理由に基づく講習実施可能期間の延長制度を

活用するなど、感染状況等を踏まえた適切な運用を図ること。

(5) 郵送等による申出

郵送又は代理人等の方法による上記(1)、(2)及び(3)アの申出を受理する場合は、以下の点に留意すること。

- 郵送等による場合、別添資料を参考に各都道府県の実情に応じ、申出を行う者の利便や申出に伴うトラブルの防止に配慮した方法とする。特に、別添資料のうち、シール様式の「氏名(免許証番号)」は、裏面備考欄にシールの貼付等がなされた運転免許証を携帯する者が実際に更新・運転可能期間の延長措置を受けた者であるかどうかを判断する上で必要なものであることを踏まえ、確実に記載する。
- 代理人による申請の場合、自主返納手続等、他の運転免許関係手続における代理人申請と同様の方法とする。

2 感染予防対策

運転免許センター、警察署等の運転免許行政関係施設においては、以下の対策等による感染予防の徹底に努めること。

なお、全日本指定自動車教習所協会連合会、全国届出自動車教習所協会により、「指定自動車教習所における新型コロナウイルス感染症の感染防止のためのガイドライン」等が発出されているので、参照すること。

- 窓口業務等不特定多数の者と接する業務に従事する職員による、石けんによる丁寧な手洗いやアルコール消毒液による手指消毒、マスクの着用を含むいわゆる咳エチケットの励行
- 施設出入口におけるアルコール消毒液等の消毒設備の適切な設置
- 来所者に対するマスクの携帯及び状況に応じた着用の呼び掛け、体調不良者に対する上記1(1)ア等の措置内容の教示
- 3つの条件(密閉空間、密集場所、密接場面)が同時に重なる場を成立させないための換気等
- 講習等における適切な座席間隔の確保、視野検査等の資機材の頻繁な消毒
- 指導員のマスクの着用
- 高齢者講習の実車指導における、車内の適切な換気及び頻繁な消毒、実施機関の体制や施設等の状況に応じた1～2名での指導
- 機械換気、常時窓開け等による適切な換気、加湿器使用等による適度な湿度の維持等の寒冷的場面における感染防止対策

3 罹患者発生時等における対応

運転免許行政関係施設における新型コロナウイルス感染症罹患者の発生時等においては、保健所の指導等を踏まえ、濃厚接触者・経過観察対象者の把握と検査によって感染範囲を特定し、消毒の徹底や施設の一時閉鎖等の感染拡大防止措置を迅速に実施するとともに、新型コロナウイルス感染症をめぐる情勢や国民の利便を考慮し、個別の業務毎に継続・再開の適否を判断すること。

4 緊急事態宣言等を受けた対応

新型インフルエンザ等対策特別措置法第45条等の規定による都道府県知事からの要請等に基づき、自動車教習所が一時閉鎖されることとなった場合、自動車教習所における高齢運転者を対象とした認知機能検査及び高齢者講習が一時的に実施されなくなることを踏まえ、自動車教習所において、予約者に対する連絡や上記1（1）アの措置内容の周知を適切に実施すること。

5 その他

（1）広報等

新型コロナウイルス感染症対策に伴う運転免許関係手続等の現状について、

- 自動車教習所等の関係機関に対する連絡に加えて、都道府県警察ウェブサイトや安全運転相談その他の個別相談等を通じ、国民への周知に努めること。
- 各種問合せや相談に対応するため、必要に応じて更新通知はがき記載の運転免許センター等の電話回線を増設すること。

（2）交通指導取締り時等の留意事項

本通達に基づく措置により、運転免許証の表面に記載された有効期間又は裏面備考欄に記載された更新・運転可能期間の末日を経過した運転免許証を所持しての運転が行われる可能性があることから、交通指導取締りや交通事故捜査に当たっては、有効期間等を確実に確認し、適切な措置を講じること。

また、運転免許証の更新・運転可能期間の延長措置を受けた者が、指定された更新・運転可能期間の末日までに更新手続を行わず、運転免許を失効させた場合、運転者管理システムにおいて修正登録を行うこととしているが、失効から修正登録までに時間的間隔が生じることがあることに留意すること。

なお、運転免許証の表面に記載された有効期間又は裏面備考欄に記載された更新・運転可能期間の末日を経過した運転免許証を携帯している者や免許証不携帯の者を取り扱った場合には、照会センターへの照会のみならず、警察本部の運転免許担当課に対して確実に照会するなど、捜査を徹底すること。

運転免許証の裏面備考欄に貼付するシールを用いた運転及び更新可能期間の指定措置の例

